大分県の中小企業と組合のための情報誌

COMPASS

VOL.405
2023年
6月号

特集

電子帳簿保存法の概要と改正について

●特集……p2
●がんばる組合探訪記……p4
「ちえの泉企業組合」
●通常総会終了後の事務手続きについて……p6
●ものづくり補助金15次募集……p7
●取引力強化推進事業……p7
●ニュースフラッシュ……p8
●組合事務局の紹介……p9
●点と線……p10
おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合
●情報連絡員レポート……p11
●豊の国商人塾 37期 塾生募集 !! ……p12

大分県中小企業団体中央会
〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館4階）
TEL.097-536-6331　FAX.097-537-2644
URL: http://www.chuokai-oita.or.jp

特集

電子帳簿保存法の概要と改正について

電子帳簿保存法とは？

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存が必要な「帳簿」や「領収書･請求書･決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

1 電子帳簿等保存

自己で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

2 スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

3 電子取引データ保存

所得税･法人税に関して帳簿書類の保存義務者は、電子データ（注文書･契約書･送り状･領収書･見積書･請求書）をやりとりした場合には、そのやり取りしたデータを保存することが必要です。

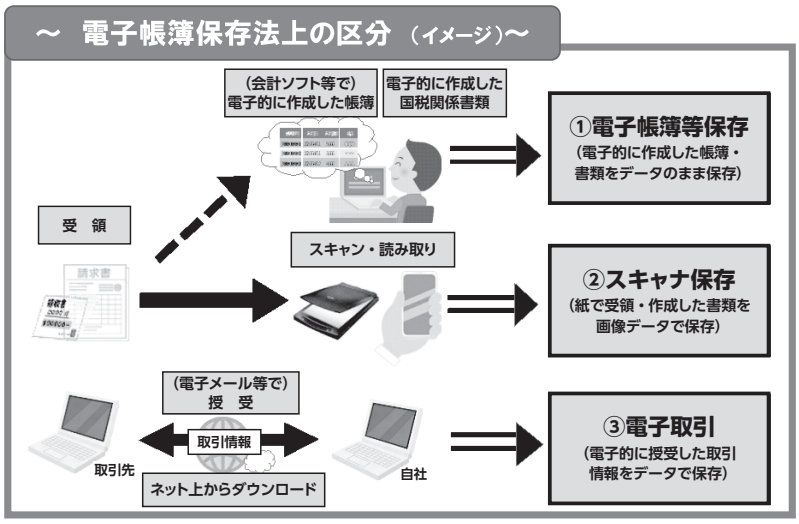

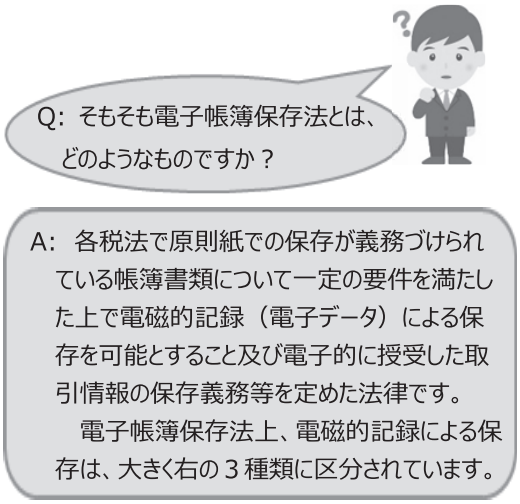

主な改正事項

1 電子帳簿等保存

（令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます）

（1）「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象帳簿範囲の見直し

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について見直されました。

2 スキャナ保存

（令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます）

（1）解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要に

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

3 電子取引データ保存

（令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます）

（1）令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置（ゆうじょそち）」（※）は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

※電磁的記録の電子保存義務化に2年間の猶予期間を設ける経過措置のこと

（2）新たな猶予措置が整備されました。

次の①、②の要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことが可能です。

①保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

②税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

※国税庁HP「令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要」を加工して掲載しています。

以上、電子帳簿保存法の主な改正事項について一部を紹介しました。
上記、掲載内容の詳細をご覧になりたい方は、下記のURLまたは二次元コードよりアクセスしてください。

電子帳簿等保存制度全般について知りたい方	電子帳簿保存法に関するパンフレットをご覧になりたい方
国税庁HP「電子帳簿等保存制度特設サイト」 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm	国税庁HP「電子帳簿保存法パンフレット掲載サイト」 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/08.htm

がんばる組合探訪記

ちえの泉企業組合

野上　晋哉 理事長

■設立の経緯

当組合は、介護福祉士の国家資格を保有した４人が福祉並びに医療業界に携わってきた経験を活かし「地域密着での在宅介護・障害サービスの提供」「介護・福祉業界の後進の育成・教育並びに介護職員等の質の向上と確保を目指すこと」を目的として活動を開始しました。

近年、超高齢社会での地域における介護ニーズはますます高まっています。特に家族への介護負担が増大しており、高齢の家族が高齢の家族を介護する「老老介護」や児童が介護の役割を担う「ヤングケアラー」といった状況が生じています。

これらの課題を解決するためには、地域に根差した訪問介護事業者がその役割を担い、福祉・医療・行政等が連携していく必要があります。

私たちは、訪問介護事業者として、訪問介護等を通じて「地域に密着し、より良い介護サービスを提供したい」との想いから「ちえの泉企業組合」を設立しました。地域における利用者・地域住民・行政と積極的に関わることで、社会における介護問題の解決に向けて取り組んで参ります。

組合概要

［理 事 長］	野上　晋哉
［設　　立］	令和３年8月24日
［組合員数］	４名
［出 資 金］	40万円
［主な事業内容］	介護保険法に基づく居宅サービス事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 保険外サービス事業 福祉、介護に係る教育研修など
［住　　所］	大分県大分市六坊北町4485番地の５

ちえの泉企業組合ホームページ

ホームページURL　https://chieno-izumi.jp/
当組合の活動内容等を記載したホームページもご覧ください

訪問介護の様子

組合事務所外観

■組合の活動

主事業は介護保険法に基づく訪問介護サービス事業です。訪問介護職員が高齢者や障害者のご自宅を訪問し、食事・排泄・入浴・家事などの介助を行い、利用者の生活や心身を自立支援、重度化防止の観点から支える活動をしています。

また講師の派遣による研修の開催等、人材育成事業の活動にも取り組んでおります。当事業所の介護職員の資質の向上だけでなく、介護職員として働く全ての“人財”に対して行う事業であり、介護の魅力を伝え、ケアの質を向上し、なおかつ介護人材不足の解消にも繋げていく取り組みを行っています。派遣する講師は当事業所のスタッフだけでなく、これまでの繋がりによる様々な職種の方々を外部講師として準備しており、介護だけでなく看護やその他の研修にも対応できる体制も整えています。

組合事務所内

面談の様子

■今後の活動

介護サービスの利用者だけでなく、その家族が在宅介護を行う上で必要な関係機関との繋がりを作り、レスパイトサービスやネグレクトに対する関係機関との繋がりを構築します。こうした新しいサービスを見出すことで、利用者や関係機関から必要とされる企業となり、気軽に相談可能な、地域に根付いた事業所を目指していきます。その他、保険外サービスでは、近年問題視されている独居老人の孤独死や、身寄りのない高齢者の方々が安心して終末を迎えることが出来るような事業を同時に行う予定です。介護保険だけで付帯するサービスを組み合わせることで、信頼できる関係性を双方で作り上げていき、地域社会活動を通じて会社の発展・成長に繋げていきます。

通常総会終了後の事務手続きについて

通常総会が終わると、限られた期間内で事務処理を行わねばなりません。
書類の具体的な処理の方法について、ご不明な点は中央会職員にお尋ねください。

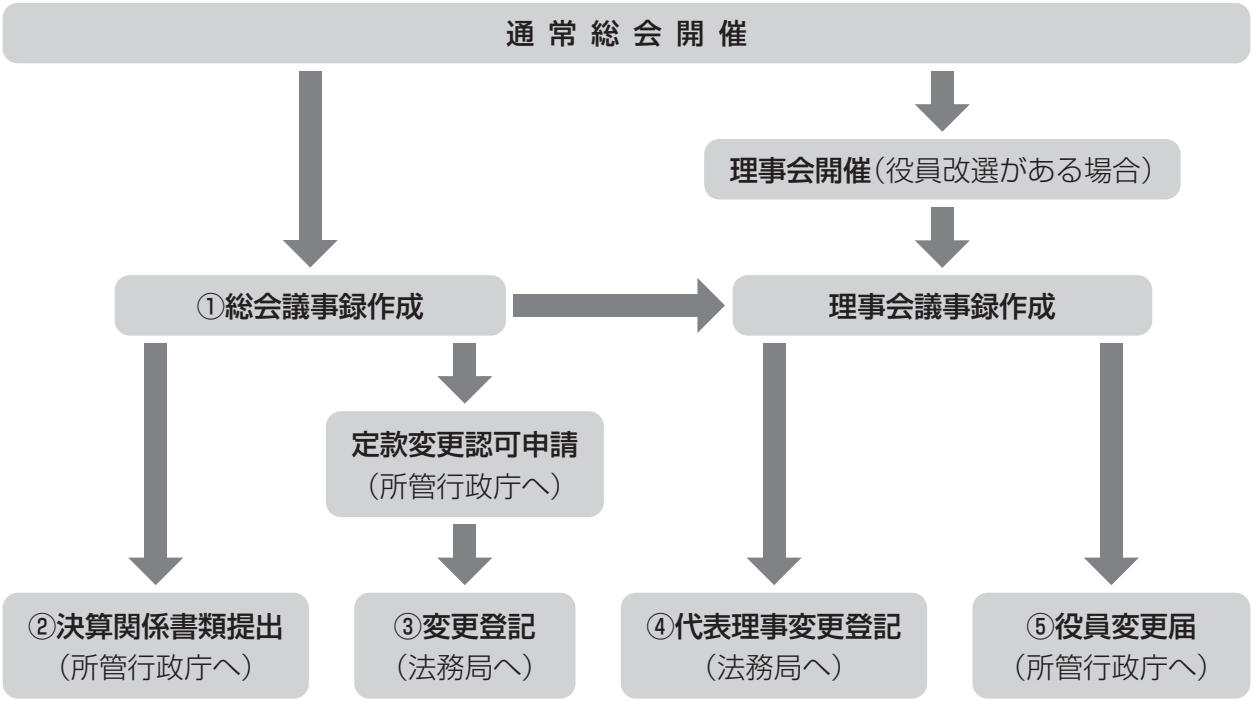

***税務申告（事業終了後２ヵ月以内　但し総会終了後）**

①総会議事録の作成

総会議事録必要記載事項
*招集年月日　*開催日時及び場所　*理事・監事の数及び出席理事・監事並びにその出席方法
*組合員数及び出席者数並びにその出席方法　*出席理事の氏名　*出席監事の氏名　*議長の氏名
*議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

②決算関係書類の提出

通常総会終了後、2週間以内に決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

決算関係書類
*事業報告書　*財産目録　*貸借対照表　*剰余金処分案（又は損失処理案）　*総会議事録（謄本）

③変更登記

所管行政庁の定款変更認可後、２週間以内に下記の内容について変更があった場合、登記する必要があります。

変更登記の事項
*主たる事務所の移転　*名称・地区・公告方法の変更　*事業の変更　*出資払込方法・出資一口の金額の変更

④代表権を有する者（代表理事）の変更があった場合は、２週間以内に変更登記が必要です。

⑤役員変更届の行政庁への提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から２週間以内に所轄行政庁へ提出しなければなりません。

変更登記の事項
*変更事項を記載した書面（新旧役員氏名・住所対照表）　*変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
*新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）

15次締切分 ものづくり補助金

中小企業等が取り組む革新的な製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。
※補助上限額や補助率は、申請される枠・類型や従業員の人数によって異なります。

事業類型	要　件	補助上限	補助率
通常枠	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援	※従業員規模、要件に応じて 750万円～1,250万円	1/2、小規模、再生事業者(※) 2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者(※)が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援 (※)応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であり、常時使用する従業員がいる事業者に限る。		2/3
デジタル枠	DXに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援	※従業員規模、要件に応じて 750万円～4,000万円	
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大・強化等を目的とした「製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援(①海外直接投資　②海外市場開拓（JAPANブランド）　③インバウンド市場開拓　④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの)	※従業員規模、要件に応じて 3,000万円	1/2 小規模　2/3

※大幅賃上げに係る補助上限引上の特例（上記枠の補助上限を100万円～ 1,000万円、更に上乗せ）
※付加価値額・賃上げ基本要件として、３つの要件（①事業者全体の付加価値額を年率平均３％以上増加、②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、③事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること）をすべて満たす３～５年の事業計画を策定していること。

応募にあたっては、必ず正式な**公募要領**をご覧ください。

15次締切分公募要領
２次元コード（PDF）▶

申請期間：令和５年５月12日(金) 17時～令和５年７月28日(金) 17時
※申請は、**電子申請システムのみ**で受付となります。

【お問合せ先】ものづくり補助金事務局サポートセンター　(TEL)050-8880-4053　受付時間 10：00～17：00（土日祝日を除く）
・公募要領に関するお問合せ：monohojo@pasona.co.jp
・電子申請システムの操作に関するお問合せ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

取引力強化推進事業

［事業趣旨］
組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るため、中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業に対して支援を行います。

［事業概要］
◎募集期間：７月頃の開始を予定しております
◎対 象 者：中小企業組合（構成員の１／２以上が小規模事業者であるもの）等
◎補 助 金：500千円を上限（下限額は100千円）　補助対象経費の３分の２
◎対象経費：ホームページやチラシ等の検討や作成の費用など

［具体的な事業分類］

① 共同事業活性化	共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。
② 受注促進	共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。
③ ブランド構築	連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けたブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。
④ 取引条件改善	団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事
⑤ その他	上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業。

◎申込み先：大分県中小企業団体中央会　　◎詳しくは組合担当の指導員にご相談ください

NEWS FLASH

ニュース フラッシュ

■第36期　豊の国商人塾第５回ゼミナールが開催されました

5月19日に豊の国商人塾ゼミナールが大分センチュリーホテルにおいて開催されました。ゼミでは、外部から講師２名を招き、卒塾生の講義やグループディスカッション、塾頭の講義が行われました。第36期塾生に加え塾生OBから多くの参加がありました。当日のテーマは以下の通りです。

テーマ①：果物のブランディング
講　　師：株式会社ドール 生鮮第三本部
　　マネージャー 大山　真央 氏
テーマ②：地域からのグローバル化
　　～コンセプトは文化としての日本酒～
講　　師：永井酒造株式会社Nagai Sake Inc.
　　代表取締役社長　永井　則吉 氏
テーマ③：卒塾生の活動報告
講　　師：株式会社オーティス
　　代表取締役社長　川北　慶祐 氏
テーマ④：クリエイティブ・クラスとZ世代
講　　師：東洋大学国際観光学部教授 商人塾塾頭
　　佐々木　茂 氏

なお、豊の国商人塾では、第37期の塾生の募集も行っておりますので、ご興味のある方は12ページ「豊の国商人塾　第37期　塾生募集」案内に記載されているお問い合わせ先までご連絡ください。案内パンフレットをお送りしますので、ぜひ入塾をご検討ください。

■おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証を取得してみませんか

大分県では、自社の従業員の仕事と子育ての両立を支援していただく企業・事業所を、子育てをサポートする企業「しごと子育てサポート企業」として登録・認証しています。

認証・登録されると…
◎大分県の補助金や入札の際の加点対象となります
◎大分県でのホームページ等で広く県民に紹介されます
◎認証マークを会社案内や名刺などに使用できます
◎企業の社会的評価が向上し、優秀な人材を確保しやすくなります

「しごと子育てサポート企業」認証を取得してみませんか？

詳しくは本会までご連絡ください。

（担当：工業支援課　山田）

■制度改正等の課題解決環境整備事業のご案内

本会では組合及び組合員が抱える労働・税制・民法等の制度改正や働き方改革・事業承継等の諸問題を解決して適正な事業運営ができる環境を整備することを目的として専門家の派遣を行っています（無料）。ご相談、お申し込みの受け付けは随時行っていますが、詳細につきましては、本会までお問い合わせください。

なお、利用できる組合数に制限があります。実施をご希望される方は、お早めに本会へご相談ください。

〔主な実施内容（例）〕
・働き方改革に伴う就業規則の見直し（社会保険労務士）
・従業員等への事業承継（弁護士）

（担当：工業支援課　山田）

■組合等経営課題対応支援事業のご案内

多様化、複雑化する中小企業組合、組合員企業の経営課題を解決するために専門家の派遣を行っています（無料）。専門家を派遣することで即応的、全方位的に対応できる環境の整備を行います。詳細につきましては、本会までお問合せください。

なお、利用できる組合数に制限があります。実施をご希望される方は、お早めに本会へご相談ください。

〔主な実施内容（例）〕
・組合運営及び共同事業におけるITの活用（デジタル化の推進）
・新事業者や新商品開発、これらに伴うマーケティング活動

（担当：総務連携課　谷口）

■インボイス制度に関する専門家派遣を実施しています

本会では、昨年度に引き続き「令和４年度事業環境変化対応型支援事業」として、インボイス制度（インボイス制度対応に必要なデジタル化対応を含む）に関連したテーマについて、専門家の派遣を行っています。

税理士等の専門家によるアドバイスを受けることができ、派遣費用は無料（本会負担）です。

なお、利用できる組合数に制限があります。実施をご希望される方は、お早めに本会へご相談ください。

（担当：企画情報室　外山）

■組合等広報戦略支援事業のご案内

本会では業界の情報発信など重要な役割を担う組合や、コロナ禍に物価高など厳しい経営環境に置かれている組合に対し、広報の基礎知識やプレスリリース作成のやり方について習得していただくことを目的に組合等広報戦略支援事業にてセミナーを開催します。詳細につきましては、同封のチラシをご確認ください。

（担当：商業・サービス業支援課　阿南）

中小企業団体全国大会・九州大会について

◇第62回中小企業団体九州大会要領

期日：令和5年9月7日（木）13時00分～

場所：宮崎県宮崎市「シーガイアコンベンションセンター」

※独自ツアーを企画しますので、是非ご参加をお願いします。

◇第75回中小企業団体全国大会要領

期日：令和5年10月11日（水）14時00分～

場所：宮城県仙台市「仙台国際センター展示棟」

※独自ツアーを企画しますので、是非ご参加をお願いします。

組合事務局の紹介

中津市土産品販売協同組合、専務理事の長岡正氣です。昭和53年、組合設立の準備から運営に携わり、早いもので45年が経ちました。

城下町中津にはもともと菓子屋さんが多く、昭和53年、中津駅が高架化したのをきっかけに、菓子屋さん、物産屋さん14名の組合員で、中津駅名店街内に「ふるさとの味コーナー」として共同店舗を出店しました。これまで、福澤諭吉が新一万円札の肖像に採用された時には福澤諭吉旧居に、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映中には中津城公園に出店し、全国から押し寄せた観光客に対応してきました。

約３年続いたコロナウイルス感染症の影響で、人の動きがなくなった時期もありましたが、最近では、多くのイベントが再開され、それに伴い出店要請も増えてきており、再び組合に活気がでてきています！

［中津市土産品販売協同組合］

中津市の菓子・土産品製造販売業者で設立された協同組合であり、主な事業は、菓子・土産品の共同販売。

共同販売店舗である中津駅名店街内の「ふるさとの味コーナー」には、中津市の代表的な土産品がひと通り揃っている。そのためＪＲ中津駅を利用する観光客等だけでなく、菓子を求める中津市民からの利用も多い。

点と線

フリーランスに対しての保護法が閣議決定されました。

おおいたビジネスプラットフォーム
事業協同組合　理事長
特定社会保険労務士　工藤 和義 氏

働き方の多様化が進んで、在宅での個人で業務を請け負う“フリーランス”が多くなってきました。フリーランスは「特定受託事業者」と言われる人たちで、雇用者ではなく、“取引業者”としての在り方のため、「働く上での保護」が整備されていませんでした。

そのため、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインが策定されました。

そのガイドラインによると事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにし、様々な問題に対して「実効性」と「一覧性」を明確にして保護をするという内容となっています。

【フリーランスとは】

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

言葉は異なるけれども“一人親方”ということですね。

そして、“働いた分の代金を得る”という“取引”なので、強者・弱者の立場関係性などで不当な不利益を与えたりすると独占禁止法などに抵触し、資本金1,000万円を超える事業者がフリーランスに“業務を発注”する場合には、下請代金支払遅延等防止法（いわゆる下請法）も適用となってきます。

問題となる行為としては、「報酬の支払い遅延」「報酬の減額・著しく引く報酬の一方的な決定」「やり直しの要請」「一方的なキャンセル」「不当な商品等の購入強制」「不当な経済上の利益の提供要請」などが挙げられています。

これらは“高年齢者雇用安定法”の70歳までの就業機会確保の中で、「70歳まで継続的に業務委託契約する制度の導入」についても適用となってくるので、継続雇用や定年制廃止ではなく、委託としての制度導入を検討している企業はご注意ください。（70歳までの就業機会確保は努力義務なので導入しなくても問題ありません）

★★フリーランスの労働関係法令の適用★★

フリーランスと思っていても、実態として見た際に“労働者”と認定されることがあります。この場合に一番問題となる点は、「労働者としての法的保護」を受け、労働基準法や労働組合法などの適用を受けるようになることです。

【労働者にあたるかどうかの判断基準】

①諾否の自由がない（受けるかどうか自分で決められない）
②業務内容・遂行方法について“発注者等から具体的な指示を受けている
③勤務場所と勤務時間などが指定され、管理されている

＋ さらに【補強要素】

A　代替性がない（自分の判断で補助者の代用が認められない）
B　報酬額が作業時間等の“働く”ことをベースに決定されている
C　他の発注者の業務を行うことに制限がある。特定の発注者の業務ウェイトが異常に高い

このような状況に該当するような場合には、フリーランスではなく、労働者として判断されることがあります。

「フリーランス≠労働者」ということであれば、このような判断基準をふまえて、適正な扱いとなっているかを取引や管理状況などの面から見直すことが必要です。

当然に“労働者”という判断になれば、“最低賃金が適用”となるため、労働時間の管理が不明瞭で、かつ請負代金が低額である場合には大きな問題となり、さらに“割増賃金の未払い”などの問題が生じます。

“一人親方”として、その個人に“請負契約”で代金を払っていた会社などでトラブルとなるケースが良く聞かれます。フリーランスや一人親方などで“雇用”から外して、社会保険料負担や割増賃金支払いなどを免れる目的として行うことが多いと思いますが、業務中に事故が起こった場合などで“労災の適用”を求められて“一人親方”が一転“労働者”と認定されることもあります。

さらに、報酬の遅延や減額などのトラブル時などでは“賃金債権”の方が、請負代金の一般債権よりも保護が厚いため、“労働者”として主張することもあります。

消費税の面でも、請負代金に対して消費税が発生していたのに対して、“労働者”と認定されると支払った報酬額が、“賃金”とされ、消費税がつかないことになります。これが過去に遡って認定となると“支払消費税”の控除ができないことになるため、“消費税の追加徴収”ということにもつながっていきます。

個人への事務委託や営業委託や、“一人親方”として現場作業の一部についての請負などについては、契約書の有無や業務に関しての請求書等の資料が存在したとしても、実態で判断されるために注意が必要です。

適正なフリーランス等への業務委託としては、その個人の“働く環境”が安心で、継続的に行えるような配慮と整備を確認して行くことが必要です。

その際には、実態としての在り方を踏まえて、専門家等の意見を十分に確認する必要があると思います。“同業他社もやっているから”ということは、“問題なし”というよりは、“今のところ問題にはなっていない”という潜在的リスクということかもしれません。

以上

原材料価格高騰を受け販売価格DIが続伸

【4月の景況】

4月のDIは、9指標のうち、2指標が好転、6指標が悪化、1指標が変わらずという結果となった。

主要3指標は、4ヶ月ぶりにすべての指標が悪化。先月と比較して、売上高DIが15ポイント減少、収益状況DIが10ポイント悪化、景況感DIも4.3ポイント悪化となっている。

大分県内の状況は、春休みやゴールデンウイークを中心に人流が活発化。小売業やサービス業を中心に、来店客や来街者の増加に関する報告が寄せられている。

なお、原油や原材料の価格高騰による価格転嫁を受けて、販売価格DIは続伸しており、依然+35ポイントと高い水準にある。

令和5年4月分

景況感DI値

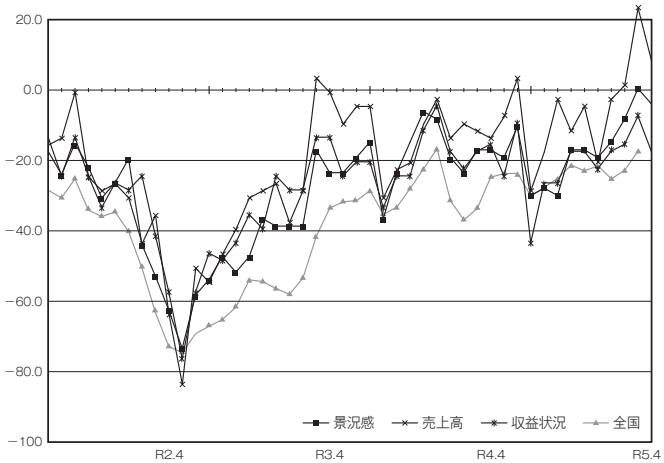

※DI（ディフュージョン・インデックス）値とは景気の動きを捉えるための指標です。
計算方法　［（増加・好転組合数−減少・悪化組合数）／調査対象組合］×100

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品	悪化	悪化	好転	変わらず	悪化	悪化	変わらず	変わらず	変わらず
	繊維工業	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず
	木材・木製品	悪化	悪化	変わらず	悪化	悪化	変わらず	やや好転	変わらず	変わらず
	印刷	大悪化	大悪化	大好転	変わらず	大悪化	大悪化	大悪化	変わらず	大悪化
	窯業・土石製品	やや好転	変わらず	大好転	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず
	鉄鋼・金属	変わらず	悪化	変わらず	変わらず	悪化	悪化	悪化	変わらず	大悪化
	輸送機器	やや好転	変わらず	変わらず	変わらず	大悪化	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず
	その他	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず
非製造業	卸売業	やや好転	変わらず	変わらず	変わらず	悪化	変わらず	—	変わらず	変わらず
	小売業	変わらず	変わらず	やや好転	変わらず	変わらず	変わらず	—	変わらず	変わらず
	商店街	やや好転	やや好転	大好転	変わらず	やや好転	変わらず	—	変わらず	やや好転
	サービス業	変わらず	—	やや好転	変わらず	悪化	変わらず	—	変わらず	変わらず
	建設業	変わらず	—	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	—	変わらず	変わらず
	運輸業	好転	—	やや好転	変わらず	好転	変わらず	—	変わらず	やや好転

好転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪化

豊の国商人塾

第37期　塾生募集 !!

・テーマ…**イノベーションに舵を切る**
ーグローバルに考え、自己を見つめ、ローカルに力を込めるー

・塾　頭…佐々木茂氏（東洋大学国際観光学科長、教授）

【入 塾 料】　100,000円(消費税を含む)
【定　　員】　30名
【問合せ先】　大分県商店街振興組合連合会
電話　097-536-3056
※詳細はHPを参照
http://www.oitanigiwai.net/indez.html

◆豊の国商人塾は、視野の広い、スケールの大きな主導的人材の育成を目的として昭和62年に大分県と大分県商店街振興組合連合会の協働で設立され、全国でも例を見ない35年続く歴史ある商人塾です。今までに輩出された950名余の塾生は、県内の各業界で活躍しております。

	日程	講師	役職	テーマ（仮）
第1回	9/15（金）	佐伯　学	株式会社 日本能率協会シニアコンサルタント	「共感・共鳴できるビジョン」が周囲を動かす ～イノベーションに舵を切れる「ぶれないリーダー」になるために～
		宮村　恵	コブラ・インダストリアル・ジャパン株式会社　事業開発部マネジャー	日本語教育におけるビザ事情と人的資源管理～留学から採用、そして戦力へ～
		佐々木　茂	東洋大学国際観光学部教授 豊の国商人塾　塾頭	地域のエコシステムが創発を生み出す
第2回	11/17（金）	青沼　大志	ハナマルキ株式会社、執行役員・特販部長	伝統食品の国際戦略とキャリアの話
		Julia Mondabon	メルセデス・ベンツ日本株式会社	「大変革時代ードイツと日本の市場現状と次世代」～デジタル化、体験型、AI、サステイナブル、オンラインセールスの現場～
		佐々木　茂	東洋大学国際観光学部教授 豊の国商人塾　塾頭	食の国際展開
第3回	1/26（金）公開ゼミナール	越智　良典	東洋大学国際観光学部　名誉教授 元JATA事務局長　元近畿日本ツーリスト取締役	コロナの気付きと大分県のインバウンド戦略
		八幡　暁	手漕屋素潜店「ちゅらねしあ」経営 グレートシーマンプロジェクト　代表	「いのちの現場」より
		樽本　譲司	一般社団法人大分学研究会　代表理事	「大分学のすゝめ～おおいたの魅力を多面的に探る～」
		佐々木　茂	東洋大学国際観光学部教授 豊の国商人塾　塾頭	地域発イノベーション
第4回	3/15（金）	高橋佑二郎	株式会社九州博報堂統合プランニング局ディレクター 九州しあわせ共創ラボ　主任研究員	SNSを活用したPR ～ひとの心の動かし方～
		丸　朋子	大阪成蹊大学　経営学部スポーツマネジメント学科　講師	創発を生み出す協働の在り方を考える ～地域密着型スポーツを事例に～
		佐々木　茂	東洋大学国際観光学部教授 豊の国商人塾　塾頭	国際観光戦略の可能性
第5回	5/17（金）	森田　直一	株式会社日本データ取引所　代表取締役社長	難しく考えない「データ活用戦略」
		藤橋　誠	尚美学園大学芸術情報学部情報表現学科准教授 まち映画製作事務所　代表	「まち映画」が地域にもたらしたもの ～映画製作によるまちづくりの事例～
		佐々木　茂	東洋大学国際観光学部教授 豊の国商人塾　塾頭	クリエイティブ・クラスとZ世代
第6回	7/19（金）	雅樂川陽子	有限会社COCO-LO　代表取締役社長	「ウェルビーイングな組織の作り方」
		大竹　康弘	東京即成青果株式会社　代表取締役社長	「食の未来を考える」
		佐々木　茂	東洋大学国際観光学部教授 豊の国商人塾　塾頭	中小企業のグローバリゼーション

一社一健康宣言＜取組み事例集＞を作成しました

協会けんぽ大分支部では、「健康経営®」に取組む事業所様を支援するため、「一社一健康宣言」事業を実施しております。
この度、健康経営に関する具体的な取組例や、実際に健康経営に取組んだ担当者様の所感などを掲載した「一社一健康宣言＜取組み事例集＞」を作成いたしました。
健康づくりの取組の参考としてぜひご活用ください。
※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

≪一社一健康宣言＜取組み事例集＞はこちらから≫

【お問い合わせ先】全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部　TEL：097-573-6641

Ōitakenshinyōkumiai　Nipponseisakukinyūkōko

大分県信用組合 × 日本政策金融公庫

大分支店・別府支店

協調融資商品

オー　エヌ

ONタッグ

大分県信用組合と日本政策金融公庫は、持続的な大分県の経済成長を実現するため、
令和2年11月に覚書の締結を行いました。

【ご利用いただける方】

・大分県内の中小企業・小規模事業者及び農林水産事業者

・大分県内で創業・新規就農をお考えの方

【お使いみち】

設備資金または運転資金

【ご融資条件】

ご返済期間等のご融資条件は、大分県信用組合と日本政策金融公庫が協議のうえ決定します。

けんしんと日本公庫はそれぞれの強みを活かし「ONタッグ」でお客さまを力強くサポートします。

お問い合わせは、最寄りのけんしん、もしくは
フリーダイヤル 0120-393-528

街へ 暮らしへ 気持ちいっぱい
大分県信用組合

大分を元気にプロジェクト

JFC 日本政策金融公庫
大分支店（国民生活事業）TEL 097-535-0331
（農林水産事業）TEL 097-532-8491
（中小企業事業）TEL 097-532-4106
別府支店（国民生活事業）TEL 0977-25-1151

経営のお悩みをお聞かせください

あなたの会社の経営改善を支援します。

大分県中小企業活性化協議会とは

産業競争力強化法に基づき
九州経済産業局から委託を受け，
大分県商工会連合会が事業運営する
公正中立な公的機関です

資金繰り
・資金繰りが不安
・資金繰表を作ったことがない
・税金・社会保険料等の滞納が発生してしまった

経営相談
・経営環境の変化により、業績が悪化してしまった
・どんぶり勘定で管理に不安がある
・漠然と今後どうすればいいのか不安だ

金融機関対応
・金融機関にどのように相談をしていいのかわからない
・金融機関から融資が受けにくくなった
・過剰債務で金融機関への返済が厳しくなってきた

事業承継・廃業
・従業員のためにも事業を承継したい
・廃業の仕方が分からない
・事業承継や廃業にあたり、個人保証がどうなるか心配

大分県中小企業活性化協議会へお気軽にご相談ください。
大分市金池町 3-1-64【大分県中小企業会館６階】 TEL：097-540-6415 FAX：097-537-8577
←スマートフォンの方はこちらから https://oita-kyogikai.go.jp/　ご相談無料・守秘義務厳守

2023年6月 新発売

大樹セレクトの医療保障が生まれ変わりました!!

※各特約のお取り扱いには、所定の要件があります。

ケガや病気による入院などを一時金でサポート！

医療一時金サポート
総合医療サポート特約023
【基本保障型】

Point 入院１日目から、まとまった一時金を受け取れます。

Point 入院中・外来の手術、放射線治療などに、一時金で備えられます。

さらに上記の保障に加えて

充実のがん保障をご希望の方には…

医療一時金サポート がん治療α
総合医療サポート特約023
【がん治療保障充実型】

Point 医療一時金サポート がん治療αなら、抗がん剤治療やがんの疼痛緩和療養などにも、一時金で備えられます。

ほかにも、様々な特約を新発売!!

がん医療サポート特約

がん医療サポート特約023

がんによる入院やがんの三大治療（手術・放射線治療・薬物療法）などに一時金で備える。

女性疾病医療サポート特約

女性疾病医療サポート特約023

がんを含む所定の女性特有の病気による入院やがんの三大治療などに一時金で備える。

オプション ましにち医療サポート

疾病特定型入院特約023

気になる病気の入院に伴う毎日の自己負担に日額の保障で備える。

生活習慣病型　がん型　女性疾病型

※「団体扱」でご契約の場合は、大分県中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員（法人または個人事業主）、組合員に勤務する役員・従業員の方がご加入いただけるもので、ご加入にあたっては、所定の要件があります。
※「団体扱」とは、大分県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※詳しくは、「大樹セレクト（無配当保障セレクト保険）商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社　大分支社
〒870-0035 大分市中央町2丁目9番24号 大樹生命大分ビル２Ｆ 電話：097-532-0195

K-2023-1003（2023. 6）

個人事業主の皆さまを応援します！

大分銀行 ビジネスローン

事業資金として
幅広い用途でご利用いただけます。

運転資金　設備資金　創業資金

最短1日のスピード審査
ネット申込OK!

▲詳細・仮申込はコチラから！

お問い合わせは窓口または下記フリーダイヤルへどうぞ

ダイレクトセンター
0120-72-0189
【受付時間】平日 9:00 ～ 17:00

感動を、シェアしたい。 大分銀行

円定期預金キャンペーン

2023 4/3(月)～9/29(金) 15:00まで

定期預金マイハーベストをお預け入れのお客さまに、金利を優遇いたします

インターネットバンキング

定期預金マイハーベスト 1年・2年・3年もの

1口 50万円以上のお預け入れ 年0.20%（税引後年0.159%）

詳しくはコチラから！
商工中金ダイレクト

テレホンバンキング

定期預金マイハーベスト 1年・2年・3年もの

1口 300万円以上のお預け入れ 年0.12%（税引後年0.095%）

ご契約者カードをお手元にご用意のうえ、下記電話番号にお掛けください。

0120-064-056
※ご利用時間 平日9:00～17:00（銀行休業日を除く）

キャンペーン金利は、4月3日時点の適用金利です。期間中に見直す場合があります。最新の金利については、お問い合わせください。

【ご紹介キャンペーンのご留意事項】●ご紹介キャンペーン様、ご紹介した方1名につき1名までのご紹介となります。●ご紹介した方は、2023年3月31日時点で口座をお持ちのお客さまが対象となります。●ご紹介キャンペーンお申込ハガキのご記載内容に不備があった場合は、対象外となる場合がございますのでご留意ください。
【デジタルギフトのご留意事項】●SMSの送信日前に、キャンペーンでお知り入れしたマイハーベストを中途解約した場合や携帯電話を解約した場合は、対象外となります。●2種類以上の携帯電話番号を掛け出ている場合は、商工中金が任意に選んだ電話番号へSMSを発信します。●デジタルギフトには取得期間がありますので、ご注意ください。●いかなる理由があっても、デジタルギフトの再発行はいたしかねますので、ご留意ください。
【口座開設アプリのご留意事項】●運転免許証をスマートフォンで撮影し、必要となる情報を入力のうえ送信するだけで、窓口へご来店いただかなくても総合口座の開設が完了できる、スマートフォン用アプリです。●本アプリでの口座開設は、当金庫に口座をお持ちでない18歳以上の個人の方、国内に居住で日本国籍をお持ちの方、スマートフォンおよび現在のお住まいの住所が記載された運転免許証をお持ちの方がご利用いただけます。
【お預け入れに際してのご留意事項】●キャンペーン金利は、当初満期日までの適用となります。自動継続の場合、継続後の金利は継続時における同一商品の店頭表示金利を適用させていただきます。●インターネットバンキング・テレホンバンキングのサービスをご利用いただくには、商工中金ダイレクトへの申込が必要になります。ご郵送によるお申込みの場合、お手続き完了まで2週間程度かかる場合がございますので、お早めにお申込みください。

詳しくは、フリーダイヤルまでお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

0120-299-233 受付時間／平日9:00～17:00（銀行休業日を除く）
銀行休業日の翌営業日や月初の午前中、および12時台は混雑のためお電話がつながりにくい場合がございます。大変ご迷惑をおかけしますが、時間帯を変えておかけ直しくださいますようお願いいたします。
https://www.shokochukin.co.jp

人を想う、未来を想う。 商工中金

キャリア人材バンク® 登録のおすすめ

相談・支援 無料

６０歳以上　シニアの“もっと働きたい”を応援します

信頼と安心
産業雇用安定センターは、経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益財団法人です。
全国ネットで再就職・人材確保を支援しています。

自らの能力・経験を活かし
66歳以降も働くことを希望する方

⇔ マッチング

高年齢者の能力・経験の
活用を希望する企業

＼キャリア人材バンクに登録するには／

担当のコンサルタントが応募書類の作成やご希望の転職先をお探しします！

事業主経由の登録

事業主を通じて下記事務所へご相談ください

対象者

60歳以上の在職者の方で

- 雇用期間の満了後※に再就職を希望する方

※定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により離職する場合をいいます

個人登録

下記事務所まで直接お電話ください

対象者

60歳以上70歳以下の方で
下記のいずれかに該当する方

- 在職者で再就職を希望する方
- 離職後1年以内の方で再就職を希望する方

公益財団法人 産業雇用安定センター　大分事務所
〒870-0021　大分市府内町3-4-20　大分恒和ビル７階
TEL　097-538-0512　FAX　097-540-5420

広 告

大分県信用保証協会は

事業承継をサポートします！

大分県信用保証協会では、事業承継に必要な資金の調達資金から、専門機関と連携しての支援まで総合的なサポートを実施しています。

事業承継に必要な資金調達を支援します

分散している株式や事業用資産を購入する資金、他の中小企業の事業を承継するにあたって必要な資金など事業承継に必要な様々な資金に対応できる保証制度をご用意しています。

また、事業承継を支援するため事業承継制度に対して、独自の保証料引下げ（0．1～0．15%）を実施しています。

支援機関や専門家と連携して課題解決を支援します

大分県信用保証協会は、事業承継の専門機関で、高度なノウハウを有する大分県事業承継・引継ぎ支援センターと「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

また経営安定化支援事業として、事業承継を検討している企業に対して、中小企業診断士を派遣し経営診断・経営指導を行っています。

大分県信用保証協会

詳しいお問合せ先

経営支援部　経営支援一課　TEL:097－532－8296
　　経営支援二課　TEL:097－532－8297

当協会ホームページもご活用ください

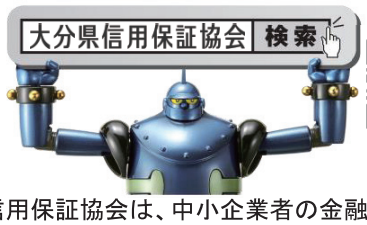

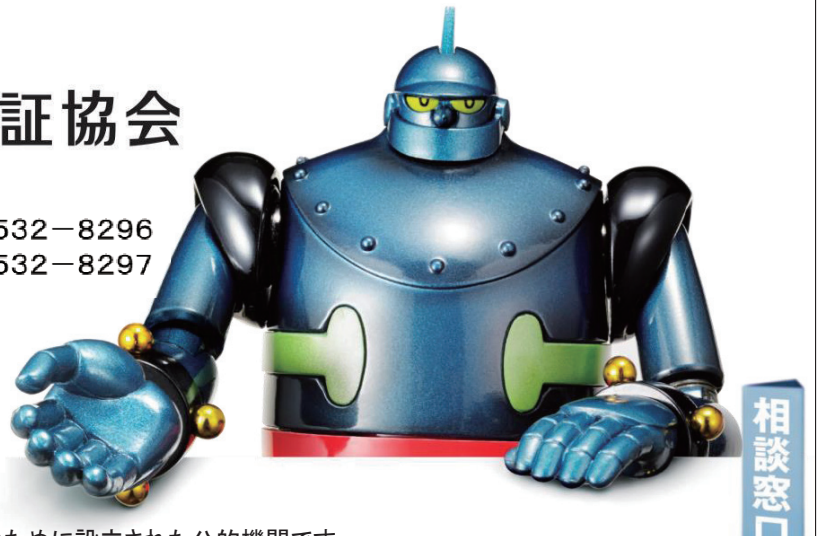

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。
相談内容を業務目的以外で使用することはございませんので安心してご利用ください。

Ⓒ光プロダクション